

4. 川尻地区の町並みづくりに向けた保存・修景基準（町並み基準）

<伝統的様式建造物の保存・修景と町並みづくりの方法>

川尻地区の歴史を活かした町並みへと整えていくポイントは、散在している伝統的様式建造物と一般建造物の調和を図りつつ町並みに対するきめ細やかな配慮や潤いのある空間を創造していくことが重要となります

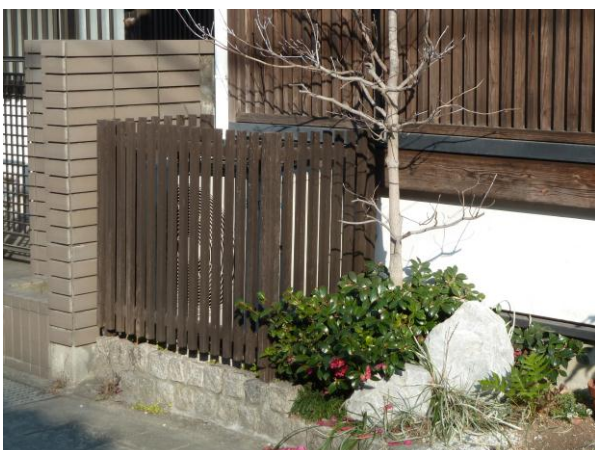
そのためにも町並みづくりについては、その町並みのある空間を地域で共有する空間としてとらえ、伝統的様式を備えた建造物を修理・維持するとともにそれ以外の一般建造物や新築する建造物については、伝統的様式建造物と調和するための修景を行っていくことが必要です。

伝統的様式建造物の保存・修景は、その意匠をできるだけ残すことを基本としますが、パラペット看板のある建物では、パラペット看板を外し、建物本体が見えるようにするとともに看板が必要なら統一感のある木製板を用いたものに替えるなどし、それ以外の建造物の修景は、外壁の色彩や材料を伝統的様式建造物と調和するものにします。

また、エアコンなどの室外機やメーター類は、木製格子で囲うとともに足下の植栽・緑化などに配慮します。



町並み保存・修景基準に合わせて町並み整備をしたイメージ



エアコンの室外機の木格子による囲いと植栽

<町並み基準>

川尻地区〇〇筋町並み協定 町並み基準（案）		配慮事項			
		意匠・形態	材料	色彩	
建築物の形態	高さ	<p>建物は、原則として2階建てとし、通りの伝統的様式建造物や周辺の町並みに調和するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物を除き、やむを得ず3階建てとする場合は、3階部分を後退して建てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物等の色彩は、低彩度・無彩色等の落ち着いた色を基調とする。 	
	屋根・庇	<p>屋根は、原則として日本瓦とし、屋根の高さ、勾配、軒の出を伝統的様式建造物や町並みに配慮したものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は、原則として勾配のある日本瓦葺きとし、片勾配屋根はさける。 建築物本体と調和する軒出を有し、周囲の家屋と軒先をできるだけそろえる。 1階には、周囲の建築物に近似した高さに庇を設けるように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として日本瓦とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 黒もしくは黒灰色、またはこれに近い色彩のものとする。
	外壁	<p>外壁は、町並みに揃え、材料や色彩も町並みとの調和に配慮したものとする。</p>	<p>（道路境界側）</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁は、隣接する建築物の壁面とできる限りそろえ、周囲の町並みと調和し、町並みの連続性を損なわないように努める。 <p>（隣地境界側）</p> <ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物の壁面にできる限り揃えるように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 漆喰や板張りなどを基本とし、落ち着いた材質感のあるものを用いる。 	<ul style="list-style-type: none"> 素材の持ち味を活かし、低彩色・無彩色等の落ち着いた色を基調するとともに歴史的たたずまいに調和するように努める。
	開口部	<p>開口部（出入り口・窓等）は、町並みとの調和に配慮した意匠や色彩とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物本体と調和する規模の開口部を有し、周囲の家屋との調和を図る。 シャッターは、原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合は、素材や色彩に工夫し、町並みに調和するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 窓や格子等の建具は、原則として木製とし、アルミ材等を持ちいる場合は、町並みとの調和に配慮したものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 黒もしくは濃い茶色のものとする。
	その他	<p>門や塀・柵は、通りの伝統的様式建造物や周辺の町並みに調和するものとし、建物や工作物周辺は、できる限り緑化を施し、潤いのある町並みづくりを図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内における建築物および工作物の規模および位置等を勘察し、隣接地との連担性を保てる配置とする。 川に面する建築物等は、川面からの景観づくりに配慮する。 潤いのある町並みの整備を図るため、道路と接する部分ではできる限り緑化に努め、未利用地や駐車場などは、草刈りなど適切な管理を行い、緑化に努める。 道路に面する「さく」や「塀」は、町並みに調和したデザインや素材にするよう努める。 車庫を設ける場合は、その意匠や形態、外構部の素材に留意し、町並みや外壁に調和した工夫をおこなうように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として木製とし、アルミ材等を持ちいる場合は、町並みとの調和を配慮するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに多色の使用はさける。 低彩色・無彩色等の落ち着いた色を基調とし、町並みと調和するように努める。

川尻地区〇〇筋町並み協定 町並み基準（案）		配慮事項		
		意匠・形態	材料	色彩
設備	テレビアンテナ、エアコンの室外機、自動販売機等は、町並みの景観を配慮した位置に設置するか、または囲い等を付けるなど配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> ・空調および給排水等の設備は、通りから見えない位置に設けるか、または覆いをするなど建築物本体および周辺の景観との調和に配慮するよう努める。 ・テレビアンテナ等は、通りから見えない位置に設けるか、周辺の町並み景観に配慮するよう努める。 		<ul style="list-style-type: none"> ・素材の持ち味を活かし、低彩色・無彩色等の落ち着いた色のある色を基調とするとともに町並みに調和するよう努める。
	看板類は、建物外観を大きく隠さない形状で、町並みに調和する意匠や色彩とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・看板は、町並みに調和するデザインや大きさとし、景観的なまとまりを保つように配慮する。 ・パラペット看板は原則として設けないように努める。 ・日よけ TENT をやむをえず設ける場合は、歴史的たたずまいに調和するよう努める。 ・自家用広告や指定された「のぼり」および「のれん」等以外は設けないように努める。 ・表示面積および掲出数は最小限とし、意匠・素材・色彩は、町並みとの調和に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として木製とし、町並みとの調和に配慮するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・素材の持ち味を活かし、低彩色・無彩色等の落ち着いた色のある色を基調とするとともに町並みに調和するよう努める。

高さ：原則として2階建てとし、通りの伝統的様式建造物や周辺の町並みに調和するもの

屋根：原則として日本瓦とし、屋根の高さ、勾配、軒の出を伝統的様式建造物や町並みに配慮する

開口部（窓や出入口）：町並みとの調和に配慮した意匠や色彩とする。

外壁：町並みに揃え、材料や色彩も町並みとの調和に配慮する

緑化：建物や工作物周辺は、できる限り緑化を施し、潤いのある町並みづくりを図る

設備：町並みの景観を配慮した位置に設置するか、または囲い等を付けるなど配慮する

看板等：外観を大きく隠さない形状で、町並みに調和する意匠や色彩とする

パラペット看板の撤去前の町並み →→→パラペット看板の撤去後の町並み

